

P F A Sによる健康影響調査等にかかるガイドラインについて 速やかな策定を求める意見書

摂津市では、国・大阪府等の調査によって地下水・水路等から極めて高い濃度のペルフルオロオクタン酸（PFOA）が検出されています。PFOAは健康被害リスクが指摘され、市民から健康不安等の声が上がっており、長期にわたりその懸念が解消されていない状況です。そして、その不安解消には血液検査等も含めた健康影響調査が求められます。

国は「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（第2版）（令和6年11月）」において、〈参考：住民の健康調査について〉で、「PFOS又はPFOAによる健康影響を明らかにするために、疫学研究を行う上で血液検査を行うことも考えられるが、その際には、研究者の適切な関与のもと『人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針』を遵守し、血液検査を含む疫学研究を科学的に評価可能な方法で実施する必要がある。また、血液検査を受けた人の精神的な面を含めたフォローを含むカウンセリング等の支援体制があることが望ましい。」と記載しています。

上記については、地方自治体が健康調査を行う場合の国の指針として解することができます。しかしながら、その内容は曖昧であり、地方自治体にとって具体的に実行するにあたり不明瞭なことばかりです。岡山県吉備中央町では実際に血液検査と健康影響に関する調査を行っていますが混乱が見受けられます。また財政的負担も指摘されています。

PFASは全国的な問題であり、地方自治体任せではなく全国一律での手法が必要であり、政府として国民（住民）の健康調査における詳細な実施要領等のガイドライン等を定められることが望されます。

よって、本市議会は、政府に対し、下記の措置を講じるよう要望します。

記

1. PFOS又はPFOAの健康調査にかかる血液検査を含む疫学研究における科学的手法を定めること。
2. 健康調査にかかるカウンセリング等の支援体制を定めること。
3. コホート研究等を通じてPFASでの健康基準を定めること。
4. 住民の健康調査を実施する自治体等への財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月19日

摂津市議会